

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和7年12月4日

【開催日】 令和7年12月4日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時13分～午後1時57分

【出席委員】

分科会長	恒松恵子	副分科会長	中島好人
委員	穂本真一	委員	武野裕司
委員	中村博行	委員	福田勝政
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	大井淳一郎
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部次長兼人事課長	古屋憲太郎	人事課主幹	福田智之
人事課人事係長	藤井貴大	人事課給与係長	長村知明
経済部長	高橋雅彦	経済部次長兼商工労働課長	工藤歩
商工労働課主幹	中村扶実子	商工労働課商工労働係長	蕎麦谷渉
農林水産課長	平健太郎	農林水産課課長補佐	本多享平
農林水産課農林係長	伊勢克敏	農林水産課耕地係長	河内和雅
農林水産課水産係主任技師	三隅大輝	建設部長	井上岳宏
建設部次長兼下水道課長	中村景二	土木課長	大和毅司
土木課課長補佐兼河川港湾係長	金田健	土木課管理係長	重村亮太郎
下水道課管理係長	原田尚枝	都市計画課長	熊川整
都市計画課課長補佐兼計画係長	立野健一郎	都市計画課管理緑地係長	村上陽子

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係書記	末岡直樹
----	-----	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第88号 令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について

恒松恵子分科会長 ただいまより、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会いたします。審査日程はお手元に示してあるとおりです。審査内容 1、議案第 88 号令和 7 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 7 回）について、審査番号 1、人事課所管部分について執行部の説明を求めます。

福田人事課主幹 それでは、議案第 88 号令和 7 年山陽小野田市一般会計補正予算（第 7 回）について、人事課より御説明をさせていただきます。このたびの補正の主なものといたしましては、人事院勧告や人事異動等に基づく人件費の補正となります。人件費については、歳入歳出それぞれ 2 億 5,869 万 5,000 円を追加するものとなっております。まず、人事院勧告の内容について御説明をさせていただきますので、お配りしております参考資料の 1 ページ目を御覧ください。①ですが、民間給与の水準が公務員を上回ったことから、その格差を解消するため、給料月額の上上げを行います。平均で 3.3% の増額改定となり、引上げ額は 8,300 円から 1 万 2,400 円になります。なお、高卒の初任給で言えば 1 万 2,200 円の増額となっています。②の期末勤勉手当については支給率を 0.05 月分引き上げ、年間の支給月数を 4.6 月から 4.65 月とするものです。これらの改正は令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしています。なお、令和 8 年度の期末勤勉手当は 6 月と 12 月で率が均等となるように改正をいたします。次に特別職ですが、期末手当の支給月数を年間 4.6 月から 0.05 月引き上げ、4.65 月とするものです。次に補正の内容について御説明いたします。2 ページからは款ごとの人件費の補正額を記載していますが、一般会計全体として説明させていただきます。5 ページの一番下、一般会計の総計を御覧ください。補正の内容を人事院勧告と人事異動に分けて記載しています。人事院勧告の影響分については、給料改定と賞与の率が上がったことに

よるもので、全体で1億5,810万3,000円の増額となります。人事異動については、全体で1億59万2,000円の増額となります。人件費全体では一般会計で2億5,869万5,000円を増額し、補正後の額を47億3,920万9,000円とするものです。費目ごとの補正額の内訳は、1節報酬については、パートタイムの会計年度任用職員の報酬改定や人事異動分で、3,109万5,000円を増額しています。2節給料については、正規職員等の給料改定及び人事異動分で1,397万6,000円を増額しています。3節職員手当等については、人事院勧告に伴う賞与の率の改定に加えて、自己都合や勧奨による退職者の増により退職手当を約1億7,000万円増額したこと等に伴い、2億36万6,000円の増額となります。次に4節共済費については、給料改定及び人事異動に伴う保険料事業主負担分1,302万円の増額になります。8節旅費については、パートタイムの会計年度任用職員の通勤手当で決算を見込んだ調整により29万5,000円を増額しています。18節職員福祉費については、決算を見込んだ調整により5万7,000円を減額しています。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

恒松恵子分科会長 ただいま執行部の説明が終わりました。ここで委員からの質疑を求めたいと思います。

矢田松夫委員 今回の人事院勧告による引上げなんですけど、この引上げ額っていうのは、他市に比べて高いのか低いのか。他市っていうのは、近隣でいいですが、宇部市、下関市に比べてどうなのか。

福田人事課主幹 本市の給料関係は、国の人事院勧告に基づいておりますので、近隣の市でも人事院勧告に基づいて給料改定をされているところがほとんどであると。一部山口県の人事院勧告に基づいて給料等を決められておるところもありますけれども、国の人事院勧告に基づかれているところとは全く同じというような形になっております。

恒松恵子分科会長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは審査番号1を終わります。職員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時24分 再開

恒松恵子分科会長 休憩前に引き続き、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を再開いたします。審査番号2、経済部所管部分について、執行部の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）、商工労働課分について御説明いたします。このたびの補正は、利息の上昇に伴う各基金積立金の増額分を計上するものです。補正予算書22、23ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費、24節積立金のうち、労働施設積立基金積立金2万2,000円、新幹線厚狭駅整備基金2万円、新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金積立金1万3,000円は、利率の上昇に伴い各基金の利息が増額となったため、各積立金の増額分を計上するものです。特定財源として、基金運用収入を計上しておりますので、歳入予算のほうで説明いたします。補正予算書14、15ページを御覧ください。17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金基金運用収入826万7,000円のうち、商工労働課分は、労働施設積立基金、新幹線厚狭駅整備基金、新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金の利息の合計5万5,000円となります。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

平農林水産課長 それでは、一般会計補正予算（第7回）、農林水産課分につ

いて歳出から御説明いたします。補正予算書22、23ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費、24節積立金2億4,898万1,000円の増額のうち、中ほどの津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金積立金3万4,000円、一番下の森林環境整備基金積立金1万3,000円についてでございます。増額の理由につきましては、当初の見込みより利率が上昇したことによるものでございます。続きまして、補正予算書54、55ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金76万5,000円の増額についてでございます。増額の理由につきましては、県の事業である地域農業資源リノベーション事業に取り組むことによるものでございますが、事業の内容につきましては、資料の1ページを御覧ください。地域農業資源リノベーション事業は、遊休資産を利活用するとともに、営農規模を拡大する際の機械及び施設の整備に対して支援することで、新規就農者等の担い手の育成・確保を促進することを目的とし、補助率は3分の1でございます。このたびの補正は、新規就農者1名と認定農業者1名が規模拡大のためパイプハウスの改修及び乗用管理機を導入するその費用について補助するものでございます。続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、4目農地総務費、18節負担金、補助及び交付金150万円の増額についてでございます。ページは57ページとなります。増額の理由につきましては、当初予定していた修繕費を超える故障があり、緊急で対応したため、光熱水費分として予定していた予算が不足する見込みとなるためでございます。続きまして、歳入について御説明いたします。補正予算書14、15ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金76万5,000円の増額は地域農業資源リノベーション事業に取り組むことによるものであり、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金826万7,000円の増額のうち4万7,000円につきましては、津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金及び森林環境整備基金の利率が、当初の見込みより上昇したことによるもの

でございます。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

恒松恵子分科会長 ただいま執行部の説明が終わりました。初めに、商工労働課所管部分のうち、22、23ページから質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、歳入の14、15ページ、商工労働課部分について。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、商工労働課についての質疑を終わります。続きまして、農林水産課の所管部分の初めに、22、23ページ。

中島好人副分科会長 23ページの最後にありますけども、森林環境整備基金の、基金ですから積み立てるわけです。額は1万3,000円と少ないですけども、全体として基金の総額は幾らになりますか。

伊勢農林水産課農林係長 森林環境整備基金の予算上の残高は1,063万76円になります。

恒松恵子分科会長 22、23ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、54、55ページから質疑を求めます。先ほど資料も御提示いただきましたので、資料も併せて質疑をお願いします。

中島好人副分科会長 このたび、地域周辺のリノベーション事業補助金が76万5,000円。先ほど県も補助してという話がありましたけども、具体的に資料がありますので、資料の説明等も併せて、この事業の内容について説明していただければと思います。

伊勢農林水産課農林係長 資料を御覧いただければと思います。先ほども少し御説明させていただきましたけれども、遊休資産、離農によって使われなくなった機械などを利活用することを目的とされている点と、それを活用して営農規模を拡大する際の機械や施設の整備に対して支援をする

といった県の事業になっております。事業の内容といたしましては、そういった農業用施設の改修の経費とか、農業用機械の修繕の経費とか、これらを補助していくといったものになっております。対象者はこのたびは認定新規就農者の方が1名と、認定農業者の法人の方が1件ということになっております。県の補助率が3分の1でございます、市のほうも補助を受けて、補助を決定したのに対して補助金を交付するといったものになっております。

矢田松夫委員 それぞれ認定新規就農者と認定農業者の年齢は何歳ですか。

伊勢農林水産課農林係長 認定新規就農者の方は、40代の方になりますが、認定農業者については、法人になりますので、年齢はないということになります。

矢田松夫委員 中古物件だけど、これはいつまでに購入するんですかね。

伊勢農林水産課農林係長 県の交付決定を受けてから、購入を進めていくということになりますので、今年度中には納品がされるというものになります。

矢田松夫委員 計画書をまずつくって、その次に、報告書は、もう同時につくるんですかね。計画書と報告書はどうなってるんですかね。

伊勢農林水産課農林係長 事前に営農拡大する計画書を提出していただきまして、その内容を市のほうでも把握をさせていただきます。それから県のヒアリングを市のほうが受けるという流れになっておりまして、最終的に事業が完了した後に報告書は出していただく流れになります。

中村博行委員 法人のほうの乗用管理機というのは、リノベーションだから先ほど言われたように中古品ですよ。どうもパイプハウス改修が中古の

イメージが湧かないんですよ。具体的にどういうものなのか説明をお願いします。

伊勢農林水産課農林係長 こちらのパイプハウス自体は現在使われていない状態のものになりまして、現在の所有者の方から、認定新規就農者の方に所有権を移す手続を取られまして、ビニールの張り替えなど、使える形に改修を進めていくといった流れになります。

中村博行委員 それと新規就農者の範囲よね。結構新規就農者も、新規に始められるのか、もう始められてある程度、二、三か月たってこういうところというものがあろうかと思うんですけど、その新規就農者の定義的なものがあれば、教えてほしいです。

伊勢農林水産課農林係長 このたびの補助金の交付を予定している方については、令和7年4月、今年度から営農開始される方になります。認定新規就農者という定義なんですけれども、市の青年等就農計画認定審査会で、5年後の年間農業所得の見込みが175万円、年間労働時間2,000時間を目指す方が認定を受けられ認定新規就農者になられます。

矢田松夫委員 リノベーション事業の中で、パイプハウスの改修はビニールの取り替えと回答されました。この事業の中で中古農業施設の改修に係る経費があり、その中に既存の施設の代替として修繕するものではないこととありますが、これは修繕するものになるんじゃないかね。

恒松恵子分科会長 修繕するものに当たるかという質疑でございます。

伊勢農林水産課農林係長 既存の施設の修繕というところが、自己所有のものを修繕するといったものは、この制度の対象にはならないということになっておりますので、遊休化している施設や機械について、出し手から受け手へ所有権を移転した上で、改修をして営農される流れについては

この補助の対象になろうかと思えます。

矢田松夫委員 それからもう一つ、耐用年数が2年未満であることとなっておりますが、これは、今回のビニールハウスに対応するんですかね。

伊勢農林水産課農林係長 県の補助の要件として、委員がおっしゃられるように、耐用年数が2年未満のものという記載がございますので、そのようなものだと認識しております。

恒松恵子分科会長 そのほか、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時38分 再開

恒松恵子分科会長 それでは休憩前に引き続き、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を再開いたします。審査内容、議案第88号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について、審査番号3、建設部所管について、執行部の説明を求めます。

大和土木課長 それでは、議案第88号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について、土木課分を御説明いたします。先に歳出分を説明し、その後に、歳入分と地方債について御説明させていただきます。では、補正予算書62、63ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節負担金、補助及び交付金の補正予算についてです。県事業負担金の補正になりますが、これは、現在、山口県において実施していただいています、波瀬の崎地区の万福寺の背面にある急傾斜地崩壊危険区域において防止施設を築造する事業に係る負担金です。このたび、事業の進捗を図るため、県から事業費の補正の

通知があり、当初予算では不足することから、50万円の増額補正をするものです。続きまして、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、18節負担金、補助及び交付金の補正予算です。65ページを御覧ください。こちらは、小規模土木事業助成金に対する補正になります。別添の参考資料、令和7年度小規模土木事業助成金補正予算も併せて御覧ください。小規模土木事業とは、自治会が事業主体となって実施する、生活に密接した公共性の高い道路や水路及び安全施設の整備について、市が事業費の一部を補助する事業です。今年度につきましては、令和6年度までに受付した待機分と、今年度に受付をしたもののうち道路反射鏡などの安全施設や緊急対応を要するものについて、事業を執行しているところです。参考資料を御覧ください。こちらは、10月末時点の状況をまとめた表になります。1の実施状況ですが、10月末時点で執行した件数は、過年度申請分が21件、今年度申請分の緊急事業が7件、安全施設が6件の、合計34件となっています。助成額については、3の予算執行状況に示していますが、当初予算の2,200万円に対して、1,992万6,000円を交付しており、既に90%を執行済みの状況となっています。今後の実施予定として、過年度申請分の残りと緊急事業と安全施設の申請分を見込んだところ、930万4,000円となり、予算の不足が生じることから、不足する723万円を増額補正するものです。続きまして、64、65ページの一番下の欄になります。8款土木費、3項河川費、2目砂防費、18節負担金、補助及び交付金の補正予算です。県事業負担金の補正になりますが、これは、現在、山口県において実施していただいています、湯ノ峠駅の北側に位置する溪流の砂防設備を整備する事業に係る負担金です。このたび、事業の進捗を図るため、県から事業費の補正の通知があり、当初予算では不足することから、110万円の増額補正をするものです。歳出分については以上です。続いて、歳入分について御説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開きください。13款分担金及び負担金、1項分担金、1目土木費分担金、1節土木管理費分担金についてです。これは、歳出の最初に説明させていただきました、波瀬の崎地区の急傾斜

地崩壊対策事業に伴う受益者負担金であり、歳出で御説明しました、増額補正の50万円の2分の1であります、25万円を地元分担金として増額補正するものです。この地元分担金の額につきましては、山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例に基づいたものとなっております。続きまして、地方債の補正について御説明いたします。18、19ページをお開きください。22款市債、1項市債、6目土木債、1節土木管理債の20万円の増額は、波瀬の崎地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る急傾斜地崩壊対策事業債となります。その下の欄の3節河川債110万円の増額は、湯ノ峠地区の砂防設備整備事業に係る治水対策事業債となります。説明は以上です。

熊川都市計画課長 続きまして、都市計画分の補正について御説明いたしますので、補正予算書22、23ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費、24節積立金江汐公園施設整備基金積立金5万5,000円の増額は金融機関の預金利率上昇に伴う基金利子の増額によるものです。次に、66、67ページをお開きください。8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、18節負担金、補助及び交付金の公共下水道事業負担金109万6,000円、公共下水道事業補助金29万円の増額、下の23節投資及び出資金の公共下水道事業出資金108万4,000円の減額につきましては、下水道事業における人事異動及び人事院勧告による人件費の調整に伴うものです。次に、債務負担行為の補正について説明しますので、補正予算書7ページをお開きください。江汐公園指定管理者委託料につきましては、令和8年度から令和12年度までの5年間の限度額で1億8,167万1,000円としております。次に、歳入について御説明いたします。14、15ページをお開きください。一番下のところになりますが、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の基金運用収入826万7,000円のうち5万5,000円が都市計画課所管分となりますが、これは金融機関の預金利率上昇に伴う基金利子の増額に伴うものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願

たします。

恒松恵子分科会長 執行部の説明が終わりました。土木課分から、説明順にページを追って質疑を求めます。歳出62、63ページから質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に64、65ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）次に歳入12、13ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）次に18、19ページの土木債、併せて小規模土木の資料のほうからも質疑を求めます。本会議でも質疑がありましたが、小規模土木で緊急を要するものは具体的にどのような設備と工事があるか教えてください。

重村土木課管理係長 例えば、道路が陥没して通行に支障が出たりとか、水路の側壁が崩落したりして、生活に影響を及ぼすようなものです。

恒松恵子分科会長 そのほか、資料も含めて、土木課関係は皆さんよろしいですか。

中村博行委員 確認の意味でお聞きします。小規模土木の資料から、一番下の表で、最終的に待機件数が今年度末で26件残ると。こちらは、翌年度、令和8年度には処理されるということでしょうか。

井上建設部長 令和8年度予算分は要求をしている段階で、それがどうなるかというのはまだ言えないところです。担当部としましては、翌年度できるよう要求はしておりますが、まだ来年の予算の成立にはなってませんので、その辺はまだ正確にできます、やりますとはお答えできないところは御了承いただけたらと思います。

矢田松夫委員 辞退、取下げ、保留を待機件数に入れるということは、辞退、取下げはもう要らないんだから保留が何件ですかね。保留を③の中に入れると解釈していいんですかね。

重村土木課管理係長 保留分、取下げ分は待機の中には含めておりません。

矢田松夫委員 だから、保留は何件ですか。入れてないなら保留が9件でしょう。どういうふうに計算するんですか。

重村土木課管理係長 保留というのが、いつできるか分からない状態です。できるようになったら、待機件数というか申請件数に含めるようにしたほうがいいと思っています。

中村博行委員 これも確認です。今の保留は申請者側の都合ということでしょうか。

重村土木課管理係長 そのとおりです。

恒松恵子分科会長 そのほか、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）土木課分の質疑を終わります。次に、都市計画課の質疑に入ります。順を追って、22、23ページから質疑を求めます。

中島好人副分科会長 23ページ、先ほどの説明で、この江汐公園施設基金積立金が5万5,000円で額は少ないですけども、積立てですので、合計で幾らになるのか、お尋ねしたいと思います。

立野都市計画課課長補佐兼計画係長 現在令和7年度までの積立額ですが、8,569万4,530円です。

恒松恵子分科会長 そのほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次に、66、67ページの下水の補助金。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、債務負担行為の7ページ。あと14ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、そのほか、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑なしと認めます。審査番号3、建設部所管に

ついて終了いたします。以上をもちまして、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時 5 7 分 散会

令和 7 年（2025 年）1 2 月 4 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 恒 松 恵 子